平成 28 年 5 月 19 日

各　　　位

会 社 名　株式会社エイチワン
代表者名　代表取締役社長　金　田　　敦
（ＪＡＳＤＡＱ・コード ５９８９）
問合せ先　常務取締役管理本部長
太 田　清 文
(TEL ０４８－６４３－００１０)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 22 日に開催予定の第 10 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．変更の理由

(1) 事業環境の変化やグローバル化に対して経営の意思決定の更なる迅速化を図るとともに、監督機能と業務執行機能の明確な分離による役割責任の明確化を図るために、執行役員制度を拡充いたします。この拡充に伴い、役付取締役の事項を削除、また取締役の員数の上限を縮減するとともに、執行役員に関する規定を新設し、その地位及び職務を明確化いたします。

(2) 条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります（下線部は変更箇所）。

現　行　定　款	変　更　案
第１条～第18条　（条文省略）	第１条～第18条　（現行どおり）
（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は15名以内とする。	（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は10名以内とする。
第20条～第21条　（条文省略）	第20条～第21条　（現行どおり）
（代表取締役および役付取締役） 第22条　（条文省略） 2.　取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ取締役会長および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	（代表取締役等） 第22条　（現行どおり） 2.　取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定する。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第23条～第29条　(条文省略)	第23条～第29条　(現行どおり)
(新　設)	第5章　執行役員
(新　設)	(執行役員) 第30条　当会社は、取締役会の決議によって社長執行役員を選定するほか、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、上席執行役員、執行役員を置くことができる。 2. 執行役員の職務等については、取締役会が別に定める役員規程に基づくものとする。
第5章　監査役および監査役会	第6章　監査役および監査役会
第30条～第39条　(条文省略)	第31条～第40条　(現行どおり)
第6章　会計監査人	第7章　会計監査人
第40条～第43条　(条文省略)	第41条～第44条　(現行どおり)
第7章　計算	第8章　計算
第44条～第47条　(条文省略)	第45条～第48条　(現行どおり)

3．日程

定款変更のための株主総会開催日　平成28年6月22日（水）

定款変更の効力発生日　平成28年6月22日（水）

以上